常任委員会の審議から

駅舎の整備状況（守谷駅）

総務企画委員会

つくば エクスプレス 沿線の県有地分譲は
共同事業者を募集

平成一七年秋に開業するつくばエクスプレスの沿線における県有地分譲手法について質問がありました。

県は、民間の知見やノウハウを活用するため、県との共同事業者を募り、工事業者・住宅業者と、それぞれ造成工事・土地販売委託契約を締結して、早期分譲を図りたいと答えました。

また、市町村合併が進展する中での県の市町村への権限移譲のあり方について質問がありました。

県は、福祉や土地利用の分野については、市町村が主体的に取り組むべきと考えるが、権限移譲については、一律でなく、まちづくりへの取り組みを踏まえて進めたいと答えました。

そのほか、三位一体改革の予算編成への影響、八ッ場・湯西川両ダムの基本計画変更への県の対応なども質問がありました。

環境商工委員会

市町村合併で消防の再編は
研究会結成し検討

市町村合併に伴う消防本部の広域再編の考え方について質問がありました。

県は、市町村合併の支障とならないように消防本部の専門家同士で効率的な消防体制のあり方を様々なパターンで検討し、提案していく研究会を作る方向で市町村長等と話し合いを進めていると答えました。

また、足利銀行の経営破綻に伴う影響と県の対応について質問がありました。

県は、足利銀行の貸出金額は県内金融機関全体のうち三・一％で、県全体では大きな影響はないと考えるが、現在融資を受けている企業には、県のセーフティネット融資等を活用し対応していくと答えました。

そのほか、コイヘルペスウイルス病によりへい死したコイの処理、中小企業再生支援なども質問がありました。

いばらきブロードバンドネットワークを利用したＣＴ画像の送受信

保健福祉委員会

知的障害者の施設整備は
地域間格差を縮小

知的障害者の施設については、地域バランスを考慮した整備をすべきではないかとの質問がありました。

県は、地域間格差が縮小されるように、障害福祉圏域で施設が少ないところを優先的に整備促進していきたいと答えました。

また、医療分野におけるいばらきブロードバンドネットワークの活用についての質問がありました。

県は、民間においては今年五月から日製水戸総合病院と日立健康管理センターとの間でＣＴ画像の送受信を行っているが、県では今後、地域医療支援病院を中心とした電子カルテの送受信などを含めた活用方策を検討していきたいと答えました。

そのほか、総合周産期母子医療センターの検討状況、食物アレルギー対策なども質問がありました。

5面上段へ

意見書

県議会は一二月九日の本会議において、次の四つの意見書を可決し、衆・参両院議長、内閣総理大臣などにその実現方を要望しました。

①政府系金融機関における民間金融機関を補完し協調する体制の強化を求める意見書
②学校週五日制の弾力的運用を求める意見書
③コイヘルペスウイルス病によるコイ養殖被害対策に関する意見書
④遺伝子組換え農作物の栽培に関する意見書

政府系金融機関における民間金融機関を補完し協調する体制の強化を求める意見書

不良債権処理の加速に伴う民間金融機関の慎重な貸出し姿勢も一因となり、中小企業の資金繰りは一段と悪化している。

このような中で、民間金融機関を補完する立場にある政府系金融機関においては、民間金融機関との協調がさらに図られるような体制の強化が強く望まれている。

よって、国においては、政府系金融機関が民間金融機関を補完し協調する体制の強化を図るため、中小企業の事業内容や規模に応じた融資枠の設定や、償還期間に配慮した新たな融資制度を創設することを強く要望する。

学校週五日制の弾力的運用を求める意見書

新しい指導要領によるいわゆるゆとり教育がスタートして半年が経過したが、現場においてはまだ十分に対応ができているとは言いがたい。特に、完全学校週五日制の実施により受け皿となるべき地域社会や家庭については、地域によって格差があり、期待された社会性を教育できる場となっていない所も多い。また学校教育においても、土曜日は地域や家庭と連動して行事を行いやすい日だったこともあり、その休日化がかえってゆとりをなくしている面がある。現在、教育においても地方分権が進んできており、学校の運営についてはそれぞれの地方自治体および各学校の工夫が重視されるべきである。

よって、学校教育法施行規則において学校の休業日とされている土曜日については、国において一律に決めることなく、各自治体の教育委員会において弾力的な運用ができるよう改正を求めるものである。

コイヘルペスウイルス病によるコイ養殖被害対策に関する意見書

全国最大の養殖コイの生産地である本県霞ヶ浦において、コイヘルペスウイルス病による養殖コイの大量へい死が発生し、養殖漁家は甚大なる被害を受けている。

コイヘルペスウイルス病は、これまで日本では発症事例がなく、未だ我が国及び本県水域へのコイヘルペスウイルスの侵入経路が解明されていない状況にあるが、外国の発生状況から見て、日本においてもそのまん延が充分予想されていたものであり、万一に備えた防疫体制がとられていなかったことは、極めて残念である。

また、コイヘルペスウイルス病はコイ以外の魚では感染せず、また、感染したコイを食べても影響はなく、食の安全上は全く問題がないものであるが、消費者の不安は、霞ヶ浦及び北浦の水産物全体に及びつつあり、風評被害の拡大が懸念されるところである。

よって、国においては、同病の防疫体制の強化、被害養殖漁家の救済、風評被害の防止等のため、万全の対策を講じるよう、次の事項について強く要望する。

記

一　発生したコイヘルペスウイルス病について、早急に侵入経路の解明を始めとする原因究明を行うこと。

二　新たなウイルスが我が国へ侵入しないように、防疫体制の確立を図るとともに、コイヘルペスウイルス病の予防や治療方法を開発すること。↖

5面下段へ